

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべき保管事業者を確認することができないので、法第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月28日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 講ずべき措置の内容

- (1) 鹿児島県鹿屋市輝北町上百引4051番1において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であるコンデンサー3台（以下「本件廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと。
- (2) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託にあたり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。
- (3) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って詳細な性状の分析を行うこと。

2 措置の期限

令和7年5月27日（火）

3 知事による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。

4 問合せ先

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町10番1号）
電話 099-286-3810